

3 相談支援の充実

施策項目

(1) 相談支援体制の整備・充実

(2) 障害者の権利擁護の推進

主要課題

① 相談支援体制の整備

- ア 相談支援事業所を知らない障害者が多いという現状を踏まえ、相談支援事業所の周知が必要です。
- イ 今後、増加が見込まれるサービス等利用計画の作成及びモニタリングの実施が円滑に行えるよう、相談支援事業所の設置促進が求められます。
- ウ 相談支援事業の一層の充実を図るため、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の強化が重要です。
- エ また、総合リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所）、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、こども療育センター、児童相談所等において、専門性をいかした相談支援を行うとともに、各機関が相互に連携して、一体的な相談対応ができる体制が求められています。
- オ 障害者や家族からの相談に応じ、一人一人の心身の状況、意向等を踏まえて、サービス利用等に必要な情報提供や助言、援助等に対応できるよう、相談支援能力の向上が求められています。
- カ このほか、1か所で様々な相談に対応できるよう、ワンストップ対応が可能な相談窓口の設置の検討が求められています。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 障害者の概ね2人に1人が「相談支援事業所を知らない」と回答しています。
- 「相談事業を充実するために特にすべきこと」について、
 - ・概ね2人に1人が「気軽に相談できる窓口の数を増やす」、
 - ・概ね5人に1人が「専門的な相談機関を整備する」、
 - ・概ね3人に1人が「専門性のある相談員を配置する」、
 - ・3～4人に1人が「1か所で様々な相談に対応できる窓口を整備する」と回答しています。

② 障害者団体等と連携した相談支援等の充実

- ア 障害者本人が障害者団体等を通じて幅広い情報に触れることができるよう、相談等の機会を増やしていくことが必要です。

3 相談支援の充実

施策項目

(1) 相談支援体制の整備・充実

(2) 障害者の権利擁護の推進

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「悩みや困ったことを相談する相手」について、障害者の10人中7人が「家族・親戚」と、概ね3人に1人が「友人・知人」「医師や看護師などの医療機関」と回答しています。一方で、「障害者団体、患者団体や家族会」と回答したのは概ね13人に1人となっています。

施策の方向性

① 相談支援体制の整備

- ア 障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を行う相談支援事業所の周知を図ります。
- イ サービス等利用計画の円滑な作成等が行えるよう、相談支援事業所の設置促進など相談支援体制の充実に努め、地域生活に移行するために重点的な支援が必要な方を含む障害者の様々なニーズに応じた福祉サービスの提供につなげます。
- ウ 研修を通じた相談員等の質の向上等に努めます。
- エ 基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の強化に努めます。
- オ 各機関の専門性を生かした相談支援と相互連携による一体的対応に努めます。
- カ ワンストップ対応が可能な相談窓口についての検討を進めます。

② 障害者団体等と連携した相談支援等の充実

- ア 障害者団体やグループ等による自主的な相談支援等の取組に対する支援など、障害者団体等と連携した取組の充実に努めます。

主な事業・取組

① 相談支援体制の整備

主な事業・取組	概要の説明
㊦ 障害者総合支援法に基づく協議会等を通じた相談支援事業の充実（相談支援事業所の評価等）	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助等を実施。 また、地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を担う協議会等において、相談事例の集積・共有を行い、相談支援事業所など事業者間の連携強化を促進。併せて、相談支援事業所の評価方法を検討

3 相談支援の充実

施策項目

(1) 相談支援体制の整備・充実

(2) 障害者の権利擁護の推進

主な事業・取組	概要の説明
㊦ 障害者相談支援体制の強化(基幹相談支援センターの設置等)	相談支援事業所に対して、障害種別にかかわらず適切なサービスを提供できるよう、働きかけ及び必要な支援を実施。さらに、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制を強化
地域移行支援、地域定着支援【再掲】	障害者支援施設等に入所又は精神科病院に入院しているなど地域生活に移行するために重点的な支援が必要な障害者に対し、住宅の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談(地域移行支援)を実施。一人暮らし等の障害者に常時の連絡体制の確保や緊急時の相談支援(地域定着支援)を実施
障害児相談支援	利用する障害児通所支援の種類及び内容等を定めた計画(障害児支援利用計画)を作成し、関係者との連絡調整等を実施
障害児等療育支援事業	訪問による療育指導、外来による専門的な療育相談・指導、保育園等の職員の指導、施設等に対する支援を実施
精神保健福祉センター・各区保健センターにおける精神保健福祉相談	精神的な悩みや病気等に関する相談支援や情報提供、他の機関・施設の紹介等を実施
手話専用テレビ電話での相談支援の実施	市役所本庁舎の障害福祉課にWEBカメラを取り付けたパソコン等を設置し、インターネットテレビ電話を活用した手話による相談支援を実施

② 障害者団体等と連携した相談支援等の充実

主な事業・取組	概要の説明
障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援【再掲】	交流の場づくり、相談支援、ピアサポート(同じ障害者による支援)、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援
高次脳機能障害者支援事業【再掲】	高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施

3 相談支援の充実

施策項目

(1) 相談支援体制の整備・充実

(2) 障害者の権利擁護の推進

主要課題

① 障害者の権利を守る取組の充実

- ア 障害者の権利を守る取組として、市民の障害や障害者についての理解を深めていくことが重要です。
- イ また、障害者やその家族からの人権に関する相談に応じ、助言や情報提供を行う体制の確保が不可欠です。
- ウ 「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）により新たに「消費者としての障害者の保護」や「選挙等における配慮」が規定されたことを踏まえ、障害者の消費者としての利益の擁護や選挙等における配慮についての取組が求められます。
- エ 障害者の権利を守る取組として、障害者権利条約の趣旨や障害者差別禁止法（仮称）制定に向けた動きなど国の動向等を踏まえた取組を行う必要があります。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「障害者の権利を守るために、市がする必要がある取組」について、障害者の概ね4人に1人が「市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発」と回答しています。
- 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について、障害者の概ね5人に1人が「障害や障害者への理解を深めるための啓発を行うなど、障害者の権利を守る取組を推進すること」と回答しています。

② 成年後見制度の利用支援

- ア 成年後見制度は専門性が高く分かりにくいため、制度を利用しやすくするための取組が求められています。
- イ 判断能力が十分でない障害者等の権利、財産を保護し、安心して生活できるよう、成年後見制度の周知に努める必要があります。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「今後、広島市で重点的に進める必要がある障害者施策」について、知的障害者の概ね5人に1人が「成年後見制度を使いやすくすること」と回答しています。

③ 障害者虐待防止体制の整備

- ア 虐待の早期発見・防止のための取組が求められています。
- イ 障害者支援施設や福祉サービス事業所等が、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のた

3 相談支援の充実

施策項目

(1) 相談支援体制の整備・充実

(2) 障害者の権利擁護の推進

め、従業者等に対し研修を実施するなど必要な措置を講ずることが重要です。

【障害者福祉に関するアンケート調査結果】

- 「障害や病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたことがある障害者」に「どのような差別を受けたか」を聞いたところ、障害者の概ね5人に3人が「いやなことを言われた」と、概ね4人に1人が「無視された」と回答しています。

施策の方向性

① 障害者の権利を守る取組の充実

- ア 障害者の権利を守る取組を推進するため、市民が障害や障害者への理解を深めるための取組を充実します。
- イ 障害者やその家族からの人権相談に応じ、助言等を行います。
- ウ 「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行）に対応し、障害者の消費者としての利益擁護や選挙等における配慮等の検討を行います。
- エ 障害者権利条約の趣旨や障害者差別禁止法（仮称）制定に向けた動きなど国の動向等を踏まえた取組を行います。

② 成年後見制度の利用支援

- ア 成年後見制度を利用しやすくするための支援を検討します。
- イ 必要とする障害者が利用できるよう成年後見制度の周知に努めます。

③ 障害者虐待防止体制の整備

- ア 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成24年10月施行）を踏まえ、障害者の虐待防止等に向けた取組の充実に努めます。
- イ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの施策との連携を図ります。
- ウ 相談支援事業者と連携した相談体制の強化や関係機関との連携強化等により障害者の権利擁護の充実に努めます。
- エ 障害者支援施設や福祉サービス事業所等が、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修の実施など必要な措置を講ずるよう、指導等を行います。

3 相談支援の充実

施策項目

(1) 相談支援体制の整備・充実

(2) 障害者の権利擁護の推進

主な事業・取組

① 障害者の権利を守る取組の充実

主な事業・取組	概要の説明
障害や障害者についての啓発活動の推進	障害者週間推進事業や福祉教育推進事業など様々な事業や機会を通じた啓発に努め、市民・地域等における障害や障害者についての理解を促進
障害者 110 番運営事業	「生命、身体侵害」「財産侵害、財産管理、相続」「金融、消費、雇用、契約」など障害者の人権について、電話や面談で相談に対応（弁護士等による相談も実施）
福祉サービス利用援助事業（「かけはし」）	広島市社会福祉協議会が金銭管理や書類の預かりサービス等、相談援助と生活支援を一体的に行う権利擁護事業を実施
㊦ 障害者基本法改正に対応した取組の検討（消費者としての利益擁護、選挙等における配慮等）	障害者基本法の改正（平成 23 年8月施行）で、新たに「消費者としての利益擁護」「選挙等における配慮等」について規定されたことを踏まえた検討を行い、必要な取組を実施

② 成年後見制度の利用支援

主な事業・取組	概要の説明
成年後見制度利用支援事業	制度の普及、市長申立による支援や後見人等の報酬助成を実施。また、区役所等における相談、パンフレットの配布等を通じ、制度の普及・啓発を実施
成年後見事業（「こうけん」）	広島市社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業「かけはし」と成年後見制度が途切れなくつながるよう、同協議会が成年後見人等になる法人後見を実施

③ 障害者虐待防止体制の整備

主な事業・取組	概要の説明
障害者虐待防止事業	障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターを中心に虐待防止等のための取組を実施
㊦ 虐待通報等の窓口一元化の検討	児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの施策との連携を図りながら、これらの虐待通報等の窓口一元化について検討
福祉サービス事業者等の体制整備等	福祉サービス事業所等が、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修を実施